

静岡県告示第869号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年12月19日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類（通称名ACBL(N)-018）	平成29年12月20日
1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名4-EA-NBOMe）	平成29年12月20日
2-[(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類（通称名25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）	平成29年12月20日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。